

防府市地域公共交通活性化協議会 設置要綱の一部改正について

令和 4 年度第 1 回防府市地域公共交通活性化協議会

令和 4 年 8 月 5 日

防府市地域公共交通活性化協議会とは

設置目的

- ①地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため。
- ②地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため。

地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）。

市民、交通事業者、行政等が様々な視点から創意工夫を凝らし、便利で利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的とした計画。

【防府市地域公共交通網形成計画】

- ・対象期間：平成30年度～平成35年度（令和5年度）
- ・対象圏域：防府市全域
- ・基本理念：暮らしと交流を支える 持続可能な公共交通



1 改正内容

計画名称を「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に改めます。

2 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第36号令和2年11月27日施行）の施行に伴い、変更後の計画名称に改めるため。

現在の公共交通網形成計画の最終評価・検証を行い、新たな計画の策定準備を行うため。

3 施行日

令和4年（2022年）8月5日

新

防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画**（以下「**交通計画**」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、防府市地域公共交通活性化協議会（以下「**協議会**」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) **交通計画**の策定及び変更に関すること。
- (2) **交通計画**及び**交通計画**に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) **交通計画**の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第3条～第10条 附則一部 略

附則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

旧

防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通網形成計画**（以下「**網形成計画**」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、防府市地域公共交通活性化協議会（以下「**協議会**」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) **網形成計画**の策定及び変更に関すること。
- (2) **網形成計画**及び**網形成計画**に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) **網形成計画**の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第3条～第10条 附則一部 略

附則